

で」を「、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第1項第4号ウにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第3号エ中「ク」を「ケ」に、「オまで」を「カまで」に、「前項第3号オ」を「前項第3号カ」に改め、同項第4号イ中「別表第2第1項第4号イからキまで、ケ、サおよびシ」を「別表第2第1項第4号ア、ウからクまで、コ、シおよびス」に改め、同項第5号中「オ」を「カ」に、「第8号ならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第8号、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第9第2項第4号イにおいて準用する第4号オ」と」を加える。

別表第10第1項第3号セ中「ク」を「ケ」に改め、同項第4号コ中「別表第2第1項第4号イおよびエからカまで」を「別表第2第1項第4号ア、ウおよびオからキまで」に改め、同項第6号イ(オ) aに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第10第1項第7号ウ中「アを」を「アおよびエを」に改め、同項第8号中「第9号ウおよび第11号から第15号まで」を「第9号エ、第10号から第15号までおよび第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第1項第4号コにおいて準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第4号コ中「クまで」を「ケまで」に改め、「基本サービスを」との右に「、同号ケ中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基本サービスの」と」を加え、同項第5号オ中「別表第2第1項第4号エからカまで」を「別表第2第1項第4号アおよびオからキまで」に改め、同項第7号中「第9号ウならびに第11号から第16号（アを除く。）まで」を「第9号エ、第10号から第16号（アおよびエを除く。）までならびに第17号」に、「同項第9号ウ」を「同項第9号エ」に改め、「同表第1項第7号ア」との右に「、同項第10号ア中「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基本サービスの」と」を加え、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「の従業者」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第10第2項第5号オにおいて準用する第4号オ」と」を加える。

別表第11第1項第3号オ中「およびカからクまで」を「、カ、キおよびケならびに別表第3第3項第8号」に、「同号中」を「これらの規定中」に、「同号ク」を「別表第3第3項第8号」に改め、同項第5号エ中「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「同号ア」を「同号」に改め、同項第7号中「第16号まで」を「第17号まで」に、「同項第4号ア」を「同項第4号イ」に、「同号ウ」を「同号エ」に、「同号コ」を「同号サ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同号ス」を「同号セ」に、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」との右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第1項第7号において準用する第4号オ」と」を加え、同表第2項第1号イ中「およびカからクまで」を「、カ、キおよびケ、別表第3第3項第8号」に、「別表第2第1項第3号中」を「これらの規定中」に、「同号ク」を「別表第3第3項第8号」に改め、同項第2号中「ケを」を「コを」に、「ウおよびエ」を

「エおよびオ」に、「ならびに第16号」を「、第16号ならびに第17号」に、「別表第2第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号イ」に、「同号ウ中「実施地域等」を「同号エ中「実施地域等」に、「同号コ」を「同号サ」に、「同号サ」を「同号シ」に、「同号ス」を「同号セ」に改め、「同項第9号ア」の右に「およびウ」を加え、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第4号オ」と」を加える。

別表第12第3項第4号中「およびカからクまで」を「、カ、キおよびケ、別表第3第3項第8号」に、「別表第2第1項第3号中」を「これらの規定中」に、「同号ク」を「別表第3第3項第8号」に改め、同表第6項中「ケおよびサ」を「コおよびシ」に、「ウおよびエ」を「エおよびオ」に、「第16号まで」を「第17号まで」に、「別表第2第1項第4号ア」を「別表第2第1項第4号イ」に、「同号ウ」を「同号エ」に、「同号コ」を「同号サ」に、「同号ス」を「同号セ」に改め、「同項第9号ア」の右に「およびウ」を加え、「第4号シ」を「第4号ス」に改め、「準用する第16号イ」と」の右に「、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「別表第12第6項において準用する第4号オ」と」を加える。

(滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則第8項および第9項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第1第3項第1号ア中「栄養士」を「栄養士等(栄養士または管理栄養士をいう。以下同じ。)」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、療養病床の数が100未満である指定介護療養型医療施設にあっては、栄養士等を置かないことができる。

別表第1第3項第1号イ中「、薬剤師および栄養士」を「および薬剤師」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 栄養士等の数は、1人以上とすること。

別表第1第3項第3号ア中「栄養士」を「栄養士等」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床および療養病床の数が100未満である指定介護療養型医療施設にあっては、栄養士等を置かないことができる。

別表第1第3項第3号イ中「、薬剤師および栄養士」を「および薬剤師」に改め、同号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 老人性認知症疾患療養病棟の栄養士等の数は、1人以上とすること。

別表第1第3項第5号中「第1号オおよび第3号キ」を「第1号カおよび第3号ク」に改め、同項第8号ただし書中「、指定介護療養型医療施設およびユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き」を削り、同項第13号に後段として次のように加える。

この場合においては、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。別表第1第3項に次の1号を加える。

(14) 開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

別表第1第4項第1号を同項第1号の2とし、同項第1号として次のように加える。

(1) 開設者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報(介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報をいう。)その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

別表第1第6項第2号オに後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

別表第1第6項第2号サ中「キ」を「ク」に、「ク後段」を「ケ後段」に改め、同号中サをシとし、カからコまでをキからサまでとし、オの次に次のように加える。

カ オ後段の規定によりテレビ電話装置等を用いてサービス担当者会議を開催する場合において、入院患者またはその家族が参加するときは、当該入院患者またはその家族の同意を得ること。

別表第1第6項第3号中「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同項第4号キ(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第8項に次の2号を加える。

(8) 管理者は、入院患者の栄養状態を維持し、および改善することができるよう、入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

(9) 管理者は、入院患者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔衛生^{くわう}の管理体制を整備するとともに、入院患者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計画的に行うこと。

別表第1第11項第2号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

別表第1第11項に次の1号を加える。

(5) 開設者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

別表第1第12項第2号中「の機会を確保する」を「を実施する等の措置を講ずる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 開設者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他必要な従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1第13項第2号アに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第13項第2号ウ中「対する研修」を「対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練」に改め、同号エ中「および」を「または」に改め、同表第14項第5号を次のように改める。

(5) 開設者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

別表第1中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、同表第18項第1号ウに後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第18項第1号に次のように加える。

オ アからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

別表第1中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同表第15項第2号エ中「第18項第3号」を「第19項第3号」に改め、同号オ中「第19項第2号」を「第20項第2号」に改め、同号カ中「第20項第2号」を「第21項第2号」に改め、同項を同表第16項とし、同表第14項の次に次の1項を加える。

15 業務継続計画の策定等

(1) 開設者は、感染症または非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、業務継続計画に従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

別表第1に次の1項を加える。

22 雑則

(1) 開設者およびその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この表において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているもの(第4項第5号および第8号オならびに次号に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 開設者およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この号において「交付等」という。)のうち、この表において書面で行うことが規定され、または想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

別表第2第2項中「おおむね」を「原則としておおむね」に、「とする」を「とし、15人を超えない」に改め、同表第3項第1号イ(ア) dを削り、同号イ(ア) eを同号イ(ア) dとし、同表第6項第4号中「第7号」を「第9号」に改め、同表第9項中「第20項まで」を「第22項まで」に、「同表第4項第1号」を「同表第4項第1号の2」に、「同表第15項第2号イ」を「同表第16項第2号イ」に、「第18項第3号」を「第19項第3号」に、「第19項第2号」を「第20項第2号」に、「第20項第2号」を「第21項第2号」に、「準用する第20項第2号」を「準用する第21項第2号」と、同表第22項第1号中「第4項第5号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第4項第5号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(認知症である者の介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間(以下「経過期間」という。)における第1条の規定による改正後の滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)別表第3項第21号、第2条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)別表第4項第26号、第3条の規定による滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)別表第1第3項第19号(新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第4項第4号、別表第3第2項第4号および別表第4において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス基準条例」という。)別表第2第1項第3号カ(新指定

居宅サービス基準条例別表第2第2項第2号ウ、別表第6第1項第3号サ、第2項第1号イおよび第3項第2号コ、別表第7第3項第7号、別表第8第1項第4号セ、第2項第4号エ、第3項第2号イおよび第4項第4号カ、別表第9第1項第3号キおよび第2項第3号エならびに別表第10第1項第3号セおよび第2項第4号コにおいて準用する場合を含む。)、第5条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。))別表第1第3項第20号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第4項第4号において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。))別表第1第3項第18号および別表第2第4項第5号、第7条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。))別表第1第3項第18号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第4項第4号において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。))別表第2第1項第3号ク(新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第2号エ、別表第7第3項第7号、別表第8第1項第4号セ、第2項第4号エ、第3項第2号イおよび第4項第4号カ、別表第9第1項第3号キおよび第2項第3号エならびに別表第10第1項第3号セおよび第2項第4号コにおいて準用する場合を含む。))ならびに第9条の規定による改正後の滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。))別表第1第3項第13号(新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第4項第4号において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に関する経過措置)

- 3 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第9項第2号、新養護老人ホーム基準条例別表第9項第2号、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第10項第2号(新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。))、新介護老人保健施設基準条例別表第1第11項第2号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。))、新介護医療院基準条例別表第1第11項第2号および別表第2第11項第2号、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第11項第2号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。))ならびに新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第11項第2号(新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))とする。

4 経過期間における新指定居宅サービス基準条例の規定（虐待の防止のための措置に関する規定（付則第6項に規定するものを除く。）に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第1第1項第7号イ（同表第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。）	次に掲げる事項	虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）
別表第2第1項第6号および第2項第3号	「事項を	「除く。）を
	事項および	除く。）および
別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第3項第4号および第4項第6号ならびに別表第9第1項第7号および第2項第5号	事項を	除く。）を
	事項ならびに	除く。）ならびに
別表第8第2項第9号	事項を	除く。）を
	事項ならびに利用定員	除く。）ならびに利用定員
別表第10第1項第8号および第2項第7号	事項を	除く。）を
	事項ならびに入居定員	除く。）ならびに入居定員

5 経過期間における新指定介護予防サービス基準条例の規定（虐待の防止のための措置に関する規定（次項に規定するものを除く。）に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第2第1項第7号イ（同表第2項第3号、別	次に掲げる事項	虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう
------------------------	---------	--------------------------

表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)		努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)
別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号ならびに別表第10第1項第8号および第2項第7号	事項を	除く。)を
	事項ならびに	除く。)ならびに
別表第9第1項第7号および第2項第5号	事項を	除く。)を
	事項および	除く。)および

6 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第10項第3号、新養護老人ホーム基準条例別表第10項第3号、新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第11項第3号(新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第8号ウ(新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例別表第1第12項第3号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、新介護医療院基準条例別表第1第12項第3号(新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第12項第3号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第8号ウ(新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第12項第3号(新指定介

介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止に関する経過措置)

- 7 経過期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第11項第2号、新介護老人ホーム基準条例別表第11項第2号、新特別介護老人ホーム基準条例別表第1第12項第2号(新特別介護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例別表第1第13項第2号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、新介護医療院基準条例別表第1第13項第2号(新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第13項第2号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第13項第2号(新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「措置を講ずる」とあるのは、「措置(ウに掲げる措置を除く。)を講ずるほか、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修を定期的に行うとともに、感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うよう努める」とする。

- 8 経過期間における新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第9号ウ(新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号、別表第2第1項第5号イおよび第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第11第1項第5号エおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)および別表第6第1項第6号イ(新指定居宅サービス基準条例別表第6第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号および第2項第7号において準用する場合を含む。)ならびに新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第9号ウ(新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第11第1項第5号エおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)および別表第7第6項第2号(新指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号および第2項第7号において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 9 特例期間における新軽費老人ホーム基準条例別表第13項、新介護老人ホーム基準条例別表第13項、新特別介護老人ホーム基準条例別表第1第14項(新特別介護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第10号(新指定居宅サービス基準条例別表第1第2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6

項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例別表第1第15項(新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、新介護医療院基準条例別表第1第15項(新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第15項(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第10号(新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第7号および第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第15項(新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(事故発生時の対応に係る経過措置)

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間における新軽費老人ホーム基準条例別表第16項第1号、新介護老人ホーム基準条例別表第16項第1号、新特別介護老人ホーム基準条例別表第1第17項第1号(新特別介護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例別表第1第19項第1号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、新介護医療院基準条例別表第1第19項第1号(新介護医療院基準条例別表第2第14項において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第19項第1号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)および新指定介護療養型医療施設基準条例別表第1第19項第1号(新指定介護療養型医療施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講ずる」とあるのは、「次のアからエまでに掲げる措置を講ずるとともに、次のオに掲げる措置を講ずるよう努める」とする。

(ユニットに係る経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。)の居室または病室であって、第3条の規定による改正前の滋賀県老人福祉法に基づく特別介護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例別表第2第3項第2号ア(イ)(同条例別表第4において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正前の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第8第2項第3号ウ(ア) d、第7条の規定による改正前の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならび